

平成 26 年 2 月 18 日

～東京都子供・子育て会議～

新たな計画に盛り込む施策（案）についての意見・質問

委員 入谷幸二

1. 《計画の性格と基本的考え方》の中において、「国の基本指針に基づき、」との観点を明示されていることに賛意を表します。
2. とりわけ国の基本指針の「子ども・子育て支援の意義に関する事項」の中で明記されている。
 - (1)「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう・・・
 - (2) 支援法は全ての子どもや子育て家庭を対象とする
 - (3) 支援法を始めとする関係法律において明記されているとおり、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提
 - (4) 発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要
 - (5) そのためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要
 - (6) 男女を問わず子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備
- 等の項目については、東京都の計画の基本理念の中にもしっかりと明記されることを強く望みます。
3. 上記の2－(5)の幼稚園教諭、保育士の研修による専門性の向上については、どの【施策の方向性】に配置されるのか。②幼児教育・保育的重要性に含まれるのか、それとも⑦子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上に含まれるのでしょうか。
4. 平成 18 年の教育職員免許法の改正で、資質の向上を図る見地から、幼稚園教諭については小・中・高校等の教諭と同様に、原則として、免許状取得後、10 年ごとに 30 時間以上の更新講習を受講して修了認定を受けることとされています。免許状更新講習は支援計画の中に位置づけられるのでしょうか。